

# 子育て関連制度・手当のお知らせ

杉戸町での子育てが好きになるよう、町では、子育てに関わる各種手当や制度を設けています。該当となる方は、お早目に申請をお願いします。

**申請・問合せ** 子育て支援課 子育て支援担当 内線265・279

## こども医療費 医療保険制度で医療機関を受診した場合の医療費を支給します。

**対象** 町内に住所があり、中学校修了までの子ども（国民健康保険または社会保険などに加入している）を育てている方

**届出が必要な方**

- ・資格変更した方（町内での住所変更や加入保険の変更など）
- ・資格喪失した方（町外への転出・生活保護受給など）

※届出が遅れたことで支給金が多く支払われた場合、返納していただくことになります。

**支給方法（ひとり親家庭等医療費支給も同様）**

保険診療医療費一部負担金を対象に支給します。

①町内医療機関の場合（柔道整復師等除く）

医療機関の窓口で健康保険証と一緒に受給資格証を提示（窓口支払い不要）。

※「日本スポーツ振興センターの災害共済給付」の請求をする場合と保険外診療分の請求がある場合は、窓口支払いが必要です。

②町外医療機関の場合

申請による支給。医療費の領収書を「診療月・医療機関※・入通院別」に分けて、それぞれに申請書を作成して役場に提出。※総合病院の内科と歯科は別々に申請してください。

（領収書は5年間有効。領収書の提出は診療月の翌月から有効期間中にお願います。）

### <お願い>

緊急の場合を除き、平日の診療時間内で受診し、同じ病気で複数の医療機関を受診することを控えるなど、医療機関への適正受診と、ジェネリック医薬品の利用にご理解とご協力をお願いします。



※改元に伴い、新元号記載の受給資格証を5月下旬に送付予定です。お手元に届きましたら、旧資格証は役場にお越しいただく際に、窓口にご返却くださいますよう、お願いします。

## ひとり親家庭等医療費支給

医療保険制度で医療機関を受診した場合の医療費を支給します。

**対象** 父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方、子どもを育てている父または母に一定の障がいがある方

**申請** 随時受付中

※認定となった場合、申請日以降の医療費が対象です。

**支給方法** 「こども医療費」と同様です。上記をご参照ください。

※所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。

※ひとり親医療費の受給者証は、1年毎の更新です。改元での発行は行わず、現況届後に新元号記載の受給者証を発行します。令和元年12月31日までは、現在のものを読み替えてくださいますよう、お願いします。



## 児童手当 現在受給中の方も、毎年6月に現況届の提出が必要です。★現況届は、6月中旬に発送予定です。

**対象** 0歳から中学校修了前の子どもを育てている方

**申請** 随時受付中 ※認定となった場合、原則申請月の翌月分から支給します。

**手続き方法** お子さんが生まれたとき、他の市町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」の提出（申請）が必要です（公務員の方は勤務先に提出）。

**支給内容** 手当は1年に3回、2月・6月・10月に、前月分までの4か月分ずつ支給します。

**支給金額** 所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。

子どもの年齢等	月額	子どもの年齢等	月額
0歳～3歳未満（一律）	15,000円	3歳～小学校修了前（第3子以降）	15,000円
3歳～小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円	中学生（一律）	10,000円

## 児童扶養手当 現在受給中の方も、毎年8月に現況届の提出が必要です。★現況届は、7月末に発送予定です。

**対象** ・父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子ども※を育てている方  
・子ども※を育てている父または母に一定の障がいがある方

※子ども…18歳になった年の年度末（3月31日）までの子。子に一定の障害がある場合20歳まで。

**申請** 随時受付中 ※認定となった場合、申請月の翌月分から支給します。

**支給内容** 手当は1年に3回、4月・8月・12月に、前月分までの4か月分ずつ支給します。

令和元年11月期から支給月と支給回数が変更となります。  
現在の支給月(令和元年8月期支給分まで) …年3回(4・8・12月)  
変更後の支給月(令和元年11月期支給分以降)…年6回(11・1・3・5・7・9月)  
前月分までの2か月分ずつ支給します。

**支給金額** 所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。

子どもの人数	月額（全部支給※）	月額（一部支給※）
1人の場合	42,500円	42,490円～10,030円
2人目加算額	10,040円	10,030円～5,020円
3人目以降加算額	6,020円	6,010円～3,010円

※平成31年4月分以降の手当額が改定となりました（令和元年8月支給分から）。  
※所得が制限額未満の場合、手当額は全部または一部支給となります。詳しくはお問い合わせください。

## 特別児童扶養手当 現在受給中の方も、毎年8月に所得状況届の提出が必要です。★所得状況届は、7月末に発送予定です。

**対象** 精神または身体に一定の障がいがある20歳未満の子どもを育てている方

**申請** 随時受付中 ※認定となった場合、申請月の翌月分から支給します。

**支給内容** 手当は1年に3回、4月・8月・11月に、前月分までの4か月分ずつ支給します。

**支給金額** 所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。

障がいの状態	月額（1人あたり）
1級（重度）	52,200円
2級（中度）	34,770円

※平成31年4月分以降の手当額が改定となりました（令和元年8月支給分から）。

